

インドの第4次5カ年計画について II

伊藤正二

- I インドの第4次5カ年計画の新戦略について
(以上第10巻第9号)
- II 「問題州」の第4次5カ年計画について
はじめに
- (I) タミル・ナード州の第4次計画をめぐって
 1. DMK新政府の政策
 2. タミル・ナード州の第4次5カ年計画案
- (II) ケララ州の第4次計画をめぐって
 1. 新政府の政策
 2. ケララ州の第4次5カ年計画案の内容と特徴

II 「問題州」の第4次5カ年計画について はじめに

前稿(『アジア経済』, 第10巻第9号, 1969年)で、インドの5カ年計画の戦略が、60年代後半のインドの経済的危機への一つの対応として、一連の政策分野で再考されつつあるのを見た。他方、インド諸州では、67年の第4次総選挙で「非会議派」政府が生まれ、州レベルの5カ年計画の政治的前提が大きな変動を示しつつあるように思われる。タミル・ナード州(旧マドラス州)では、かつて Dravidasthan(ドラヴィダの国)として南インドが「北インド帝国主義」から独立すべきことを主張していたDMK党が単独政権を成立させ、ケララ州では、インド共産党(マルクス主義)など7党による「反会議派」政府がつくられ、今迄のインド5カ年計画のあり方と「根本的に対立するアプローチ」による代案(後掲の *Alternate Policies*……)を示すなどしている。これらの州以外でも、「中央、各州ともに、全行政分野にわたって政策の画一性を前提にしてきた」(後掲ケララ州の『第4次5カ年計画(案)』によるインド計画委員会と計画の批判)ようなインド5カ年計画に対立する傾向が顕著になりつつある。69年2月に新政府(左翼統一戦線政府)を成立させたベンガル州もその傾向の一つである。

ここに、インドの5カ年計画の実態は各州レベルでの

調査をますます必要とする時期にはいつているといえようが、とりあえず、現調で得た資料、インタビューなどにもとづいてタミル・ナード州とケララ州の2州に限定してその第4次計画案をめぐる事情とその特徴を略述しておきたい。

(I) タミル・ナード州の第4次計画をめぐって

1. DMK新政府の政策

タミル・ナード州(旧名マドラス州)は、独立時から52年頃までに首相が3回も交代し、第1回総選挙(52年)では会議派が過半数の議席を得られないなど、政権が必ずしも安定していなかった。が、52年に C. Rajagopalacharia(ラジャジもしくはCRと略称されている)が第2次ラジャジ内閣を成立させてから急速に安定し、インド諸州のうちでは、会議派の政策の安定度、行政の能率、穏健な経済政策、工業化の進捗、などで最もすぐれた州の一つとされていた。したがって、67年の第4回総選挙で、会議派が大きな敗退をしてDMKが第1党になることなどは、DMK自身も含めて、いずれの選挙予想も予期しなかったものであった^(注1)。これほどの逆転劇は、インド総選挙史上みぞうであり、それ自体多くの人の関心をひきつけることである^(注2)。また、このDMKの性格をめぐって、日本の研究者の間で評価が必ずしも一致しておらず、DMKの研究がいつそうすすめられてよいであろう。しかし、本稿は、前稿につづいて、5カ年計画案の内容の検討に限定したい。

はじめに、第4次5カ年計画案の内容の検討をする前に、DMKのかかげる政策の特徴は何か、について、選挙公約と選挙選のやり方を検討して述べておく必要はある。

DMKがその結党以来、故アンナドurai(C. N. Annadurai)党首を中心に主張してきたことは、北インドの「帝国主義的圧迫」に抗して、南インド人の文化的、物的利益を守るということである。そのおもな具体的内容は、タミル語とタミル文化の保護・発展(ヒンディ語の公用語化への反対)、南インド人特にタミル人の政治的権利の拡張、そして物価騰貴への反対である^(注3)。

57年の第2回総選挙にはじめてDMKは出馬したが、その時の選挙綱領における主張は、南諸州に対する北の支配の廃止(南諸州の分離独立)、ヒンディ語の公用語化反対、南インドをもっと優遇した5カ年計画、おもな生産手段の国有化(これらは州政府の権限ではない)、土地保有の上限制限、カーストと階級のない社会の設立、

などであった。

今次の選挙において主張したものは、ヒンディ語公用化反対(タミル語の保護・発展)、物価の安定、大企業の国有化、土地改革の推進、州の権限の拡大、外資依存への反対、工業化の推進、「社会主義」の建設などであった。

これらのうち、今次選挙中にDMKが最も訴えようとし、かつその勝因の一つとなった^(注4)ものが、物価問題であったといわれる。もともとDMKは、物価問題をかなり以前から大きくとりあげてきた政党である^(注5)。DMK党员は非常に熱狂的であることをもってよく知られているが、今次選挙中の物価問題のアピールの仕方が、DMK党の熱心さと組織力と規律とを深く印象づけた^(注6)。ただ、ここでの問題は、どのような実際の政策が可能かということである。この点について、DMKははじめ、3メジャーの米を1ルピーで売ると約束した。ところが、選挙選も後半になってから、それがあまりに非現実的ということから、1メジャー1ルピーに切り換えたのである。このこと自体、DMKの政策のあいまいさを示唆している。

物価問題ばかりでなく、大企業の国有化、外資依存への反対などは、中央政府の権限事項であり、その実現はどうしたら行ないうるかという方法の問題は提起されていないのである。こうして、DMKの経済政策は体系的でも、確固としたものでもないと思われる。

しかし、DMKが政権についてから、いくつかの点で経済政策上の「進展」があったことは否定できない。故アンナドワイ首相が68年秋に、DMK政府の功績のおもなものは、タミル語と文化の発展に尽したことと、マドラス州をタミル・ナードに改称したことであるといったことは、明らかに「謙遜」である。

その第1は、物価政策である。注目された1メジャーの米1ルピーの政策は、DMKが政権について数カ月後にマドラス、コインバトル両市で実行に移された。これにより配給米は2級品(second sort rice)1キロ当たり66ナヤパイセーになった。68年6、7月以来ずっと当州においては米価は急上昇をし、かつ収穫期にはいってもそれは下落しなかった。そのため、開市場ではキロ当たりの小売価格は上等米は2ルピー80ナヤパイセーから3ルピーにおよび、ビルマ米(粗悪米)でさえも1ルピー25ナヤパイセーもしてきた。だがDMK政権は多大の財政的負担にもかかわらず、両市において上記の政策を断行したのである。これによってたとえば68年度におけ

る財政負担は8000万ルピーにのぼるのである。州の財政にとっては8000万ルピーは大きな負担である。

DMKがその選挙政策において最も重点をおいた低物価政策は、以上のほかに特にみるべき政策はとられていない。元来物価政策なるものは州の地方的政権が有効にとりうる政策ではありえない。そのような政策においてDMKが非常に力を入れたという点こそDMKの経済政策の性格をよくいい表わしている。あえてDMKが行なったその他の物価政策といえば、スーパーマーケットを大都市に10カ所ほど設立したことぐらいであろう。

つぎに、国有化政策であるが、DMKは銀行、バス、その他の大企業、映画館などの国有化を主張してきているが、本来州の政権がとりうる国有化政策は非常にかぎられているものである。実際にとられた国有化政策の主要なものはバス運輸の国有化である。マドラス州のバス運輸の国有化はDMKが政権をとる前はおよそ25%であったといわれているが、DMKは今迄(69年初頭まで)に全体の75%を国有化に移した。それには政治的な背景をもっているようにも思われる。すなわちバスの経営者はほとんどが、会議派の支持者なのである。

DMKは、耕作者達の保護のために、土地改革法の抜け道をなくす、と主張してきたし現在でも主張しているが、実際のところ今迄なんらのみるべき政策もうたれていない。なお、DMK党の有力者、カリヤナスンドラム氏は農業労働者に関して次のように述べている「ミラスダール(地主)の独裁性を止めさせたい。特に農業労働者の勝手な解雇を制限したい。そして農業労働賃金を引き上げたいがそのさい州の政府を通じて、農業労働賃金を州内一律に決めたいと思っている」^(注7)。このような政策が実現可能性をもっているかどうかは別としてDMKの性格をある程度表現しているものと思われる。

農業政策については、まだ、ほとんど進展がない。地租政策、供出制度に多少の変更がある。地租は、68年度から非灌漑地では撤廃された。ちかく、灌漑地でも撤廃されるはずである。しかし、地租撤廃は、会議派も決定していたこと(66年10月、Tamilnad Congress Committee)であり、かつ、他州でもその撤廃傾向が一般的である。したがって、この地租撤廃がDMK独自ののものであるとはいいがたい。

なお、マドラス州の会議派は、地主、とくにタンジョール地方(タミル・ナード州の米倉地帯)の大地主と密接な関係にある。後者はほとんど会議派の支持者であり、会議派政権による土地改革も著しく寛大であった。しか

し、これにひきかえ、DMKはそのような密接な関係をもっていない。逆に、インド共産党（マルクス主義）とも選挙協定を結んで、タンジョールでは数名の農民運動の指導者の共産党立候補者を当選させた。東部タンジョールで67年秋以来、農業労働者の労賃上げの争議が続発しているのは、このDMKの地主との関係、そして共産党議員の選出ぬきに考えられない^(注8)。68年12月25日の東部タンジョールのキーラヴェンマニ部落（ハリジャン農業労働者の部落）の地主による42人焼殺し事件は、DMKが、「われわれは下層のものの方である」という公言によって、下層のものへの期待を高める一方、逆に地主の動きにたいして迅速な措置をとらなかったという、DMKの中間的態度によるところが大きい。

67年秋に、農業労賃、とくに収穫労賃をめぐる争議が激しくなったので、67年から68年にかけて、DMK政府は、地主、農業労働者の中で協定を結びせて、収穫労賃の上げをとりきめさせた。このため、これにしたがって、地主がより高い労賃を払うようになったが、争議になってもこれを守らぬ地主も多かった。その典型が、イリンニョール（Irinjore）村の地主ゴパラクリシュナン・ナイドゥ（会議派の地方役員でもある）が総選挙後に組織した地主団体、米生産者組合（Paddy Producers' Association）に属する地主であった。イリンニョール村から1マイルしか離れていないキーラヴェンマニ部落のハリジャンは、この地主団体とその雇用暴力団（その財源は、会員地主からの1エーカー当たり年50ルピーの会費である）から、農民組合から脱退し、争議を行なわないことを迫られていたが、それを拒絶してきたことがついに焼殺し事件に発展した。これがキーラヴェンマニ事件の背景である。この事件は、以上のように67年からの事態の推移からみれば、DMKが、この地主団体の活動を抑えず、他方労働争議の続発の条件をつくったという中間的態度の結果である^(注9)。将来、DMKが、地主との関係を、従来の「放置」から緊密化へ、あるいは対立へと、どちらに進んでゆくか不詳であるが、少なくとも、今までの会議派と地主との関係から少しは変わってゆくのではなからうか、と思われる。

州の権限強化については、DMKは外交、国防、その他通信などを除いて中央政府は他の権限を州の権限に移すべきであると主張している。すなわち経済計画についても、州が独自の計画を作る権限をもつべきである、と主張しているのである。この場合中央は州が決めたことをアプルーブしかつ援助するのみでよいということ在意

味している。

ただし、その言動上の激しさ、とくに政権につく以前の中央政府批判に比べて、DMK政権は中央政府に対して強い批判をほとんどしていない。中央政府との「対決」を避けて、むしろ関係がうまくいっていることを強調していることに皮肉をあげせる論調もあるが^(注10)、しかし州自治権をじょじょに拡大しようとしていることは否めない^(注11)。この傾向はむしろ、全インドの傾向である。

2. タミル・ナード州の第4次5カ年計画面

(1) 計画作成の機構について

DMK政権下のタミル・ナード州の5カ年計画の立案過程は、会議派政権時代と同様である。すなわち、それは西ベンガル州やケララ州政府等とちがひ、州の大蔵省の管轄下にある^(注12)。最終的には大蔵省の事務次官が責任をもつものであるが、事務次官の下にある計画担当副事務次官（Deputy Secretary <Planning>）第4次計画面作成時にこの任にいた者は30代のIASである）が担当しているものである。

第4次計画の場合この立案作業は68年の7月から始まり同年11月に終了した。副事務次官は20数個の Working Group を各問題別に設立させ、この委員会におのおの管轄の項目につき報告書をまとめさせた。

各委員会は事務次官、省の長、ならびにその他の高官、合計10人ないし15人からなるものである。これらの委員会はおのおの2カ月のうちに報告書を提出し、これをもとにして大蔵省の事務次官がそれをまとめて5カ年計画の原案を作成した。

(2) 年次計画

66年から68年までのマドラス州の年次計画の計画と実績を示せば次のとおりである。

(単位：億ルピー)

	計 画	実 績
1966年年次計画	7.96	8.26
67年 "	8.50	8.76
68年 "	6.64	7.97(予想)

この内訳について66年から67年にかけて、つまり会議派政権からDMK政権に変更した時点と比較するならば、増大した項目は農業生産、発電、大・中工業、福祉事業などである。このうち特にめだつたものは大・中工業でありおよそ3倍(1100万ルピーから2900万ルピーへ)に増大しているのは注目してよい。というのは、大・中工業はインドの5カ年計画においては、本来、中央政権の

管轄事項であるのに、今後州政府がみずから着手していかうとする方向がここに明瞭にみられるからである。この方向は、後述のとおり当州の第4次計画案にもひきつがれてゆくものである。逆に減少した項目は灌漑、協同組合、村落・小工業、手織業、技術教育などであり、このうち特に協同組合（1000万ルピーから600万ルピーへ）は半分ちかくに減少している。ここで注意すべきことは、協同組合は会議派の拠点であったということである。このようにたしかにDMKが政権をとってから多少の変更があるということは明らかであるがその場合かなり政治的考慮がはたらいっているように思われる。

(3) 第4次計画案の内容と特徴

つぎに第4次計画案のおもな内容についてふれてみよう(註13)。

まず農業であるが、現在の米の生産水準は630万トンである。第4次計画の目標は1人当たり1日18オンスとし、種子10万トン移出35万トンを含め800万トンの生産を目標とする。ただし、目標達成率が100%とはいえないなどのさまざまな考慮をして、一応の目標を900万トンにインフレートして設定している。つまり5年間に50%増というきわめてアンビシャスな目標をかかげている。その方法は主として多収穫品種(High Yielding Variety)の導入と肥料の増投、および灌漑の拡張である。

このうち多収穫品種の中心をなすものはADT-27である(註14)。灌漑については灌漑井戸の電化に力を入れる。すなわち、現在タミル・ナード州における灌漑井戸は90万個あるが、そのうち40万個が電化されている。昨年度から年率にして25万台の電化をはかってきているが第4次計画も毎年5万台電化する予定である。井戸1個当たりのその総費用は5000ルピーである。(電化されていない井戸の灌漑面積は井戸1個当たり1エーカーの灌漑が可能であるがこれを電化することによって1個当たり5エーカーを灌漑することが可能となる。)

従来電化資金は州政府の資金融資によって行なわれていたが、68年度から州政府の資金ではなく Land Mortgage Bank と Agro-Industries Corporation をつうじて行なわれるようになった。これによって州政府の負担は非常に軽減されようとしている(このような直接的財政援助から金融的間接的援助への転換は、現在、全インド的現象である)。これは第4次計画にはじめて始まったということではなく、たとえば67年度においては、政府が6000万ルピー、銀行などが2000万ルピー負担したのに対し68年度は銀行が1億2000万ルピー全額を負担し

た。

次に発電であるが、タミル・ナード州の場合、95%の村が「電化」されている。発電量とその需要の関係をみると、第4次計画中マドラス州は供給は十分である。したがって、発電計画においてDMK政府は特に新しい計画を実行する必要はない。

工業については、DMKは特に大工業に重点をおいて多くの計画を手がけはじめる。まだ具体的プロジェクトは明確ではないが、州政府が直接に工業の設立を実行するつもりである。小規模工業については、会議派政権時代の計画を延長して工業用地(Developed Area)と工業団地の設立を引続いて実施するつもりである。

つぎに社会サービスについてであるが、64年以来マドラス州では第11年目まで無料教育が実施されている。6~11歳までほぼ全部が学校に登録されている(91%)。全般的にマドラス州の教育は全インド的にみて進んでおり、大学教育および技術教育(医学生も含む)についてもすでに量的には飽和状態に到達しており今後は量的に増大せず質的に発展させるという方針である。

住宅政策については、特にスラムの改善のため今までの5倍の資金を使う予定である。

以上みたように、DMK政権下の新しい5カ年計画案は基本的には、会議派政権時代の延長として位置づけられよう。会議派政権時代との相違は第1に農業増産政策において州政府の直接的負担からさまざまな金融機関の資金を利用した援助へという移行がみられる。しかしながらこれは全インド的な傾向である。第2に大工業に対してDMK政権は若干の積極的な姿勢をみせている。この点は確かにDMK政権の計画の方向を示唆しているものと思われる。

当州の会議派前政権の5カ年計画の工業化政策は、民間部門による工業の設立を奨励し、政府はもっぱらそのためのインフラストラクチャー、なかでも不足しがちの電力に重点をおくというものであった。DMK政権は、このような政策から一歩出る可能性が強い。それは、すでに述べたように、DMK自体、民間における独占の形成とくに北インド資本の侵入にたいしてある種の反感とでもいべき姿勢をもっていること、場合によっては、大企業が会議派の勢力の支柱であったこと、さらに、電力、教育などは、前政権の成果としてすでに十分になりつつある段階にきていること、などを契機としている。その具体的あらわれとして、工業の分野への支出の増大、特に州営プロジェクトの遂行がみられることは注目して

よいであろう。しかし、「会議派の『社会主義』は貧富の増大をもたらした」、「われわれは、より忠実に社会主義をめざす」(注15)というDMKが実際に今後どのような「社会主義」をすすめるのか評価はまだ困難である。

ただ、DMKは、会議派とちがいで、中、下層の大衆に支持されており、党員も(一般的印象に反して)学生など若いインテリ層を多く擁し、かつ、党組織もかなり民主的である。大衆運動の重点、反ブラーミン主義(単なる反バラモンでなく、むしろ反カースト主義である)の伝統がある。この結果として党勢が伸びた以上、大衆の期待を裏切ることは自殺行為となるということでもある。そういう点で、DMKが政権を強化、安定させてゆくためには経済政策もしだいに会議派時代と異質的内容をもってゆかざるをえない。

(注1) 第2回～第4回総選挙の結果はつぎのとおりである。

	第2回(1957)		第3回(1962)		第4回(1967)	
	議席数	得票数(%)	議席数	得票数(%)	議席数	得票数(%)
D M K	13	12.8	50	27.1	138	41.2
会議派	151	45.3	139	46.1	49	41.4
スワタン	—	—	6	7.8	20	5.0
トラ党	—	—	—	—	—	—
インド共	4	7.4	2	7.7	—	—
産党	—	—	—	—	11	3.9
同左派	—	—	—	—	2	1.8
同右派	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
も計	205	100.0	206	100.0	233	100.0

(注2) *The Hindustan Times* 紙のマドラス駐在員の K. S. Ramanujam の著書 *The Big Change* (Madras, Higginbothams, 1967) が、総選挙の直後わずかの日数しか経ずして出版されたこと(序文は67年3月15日付で、これは総選挙の日から3週間弱しか経てない)にもみられる。ちなみにこの本は、なぜDMKが圧勝したかを考えるための一助に、という意図から、DMKの行なってきたこと(食糧、物価問題のキャンペーン、反ヒンディ語運動など)、DMKの党首アンナードライの言動と人柄、ラジャジの役割、会議派の言動・政策などについて、ジャーナリストとして見聞したことをとり急ぎまとめたものである。したがって、叙述も体系的でなく、また、各章とも、特派員として著者が送った記事の再録によって事実関係をうめるという形をとっているのが必ずしもDMKの全体像が明らかにならないが、その出版の異例の迅速さが注目されよう。

(注3) ヒンディ語公用化に反対して65年1月に、2人の党員が焼身自殺させたことは、DMKのタミル語擁護がいかに熱心であるかを象徴している。これと対照的に、州会議派の態度は、いかにもおごなり(あるいは単なるゼスチャー)だ、という印象をタミル人に与えた。たとえば、当時65年2月初頭、反ヒンディ語運動の激化のときに、タミル・ナード出身の中央政府閣僚 C. Subramaniam と O. V. Alagesan は、公用語政策を不満として辞表を提出した。しかし、シャストリ首相が、ヒンディ語を唯一の公用語に移行するのはインド全州が賛成した時のみ行なうように法的措置をとりたい、と約束するとすぐ辞表を撤回し、しかもその後この約束が反古になっても中央政府内閣にとどまってきた。このことなど、多くのタミル人にとっては、かれら州会議派は中央会議派の単なる支部であり、州の利益を守ろうとしない。そして、タミル人の利益より権力の利益を優先している、との印象を与えたといわれている。当然のことながら、DMKは第4次総選挙戦中に、このことを引きあいに出した。

なお、DMKのもう一つの旗印である南インド独立構想(Draavidasthan)は、62年の中印紛争を機に、今では完全に放棄している(現在は、州の権限の強化を主張している。この主張は、ケララ州はもとより、他の諸州でも大なり小なり主張されていることである)。Ramanujam は *The Big Change* において、次のように評価している。「この要求を放棄しはじめる過程は、実際、ずっと早く、1957年頃から始まっていると信ずるにたる十分の理由がある。」(p. 212)

(注4) ラジャジもそれがおもな理由であるといっている。K. S. Ramanujam, p. 27.

(注5) 筆者が海派員としてマドラスに滞在していた62年7月19日、DMKによる物価騰貴抗議デモがマドラス市ほか主要都市で激しく行なわれた。その日、約5000人も党員が逮捕されたほどであったが、これと、その年の秋における分離独立構想の公式の取下げとは、DMKの勢力拡大に大きく資することになった。

(注6) 特に、かれらは、今次選挙戦においては熱心さと規律とをもってグループをなして、次のような音韻豊かなタミル語のシュプレヒコールをして街をねり歩いて印象づけたと聞いている。

バクタバットサラ・アンナーッチ——バルupp・ヴィライ・エンナーッチ?(バクトバットサラム [州首

相の名] お兄さん——ダールの値段はどうなった?), ヴェンカタラーマ・エンナーッチ——ヴェンガーヤー・ヴィライ・エンナーッチ? (ベンカタラーマン [重要な州閣領の名] お兄さん——玉ネギの値段はどうなった?), アリシ・ヴィライ・エンナーッチ?——アイ・ヨー・ヨー! (米の値段はどうなった? オーオーオー!)

(注7) 筆者との現地でのインタビューによる。

(注8) *The Hindu* 紙のタンジョールの特派員は同紙68年11月19日付で、つぎのように書いている。

「パッケージ・プログラムと多収穫品種のADT-27によってもたらされたところの、タミル・ナードの『米倉』、タンジョール地方の『静かな緑の革命』は全インドばかりか、外国の農学者と政治家の関心をひきつけてきた。しかし、この『緑の革命』の起こっているなかで、過去2年の間、東部タンジョール地方ではとくに共産党(マルクス主義)によって『赤い革命』がものすごい勢いで進行しつつある。」

「67年の総選挙で Nagapattinam, Tiruvarur, Kuttalam の選挙区で勝った共産党(マルクス主義)——Kottur 選挙区は右派共産党が議席を保持した——は、現与党DMK党との選挙盟約を完全に利用しつつある。」

「現在、日雇労働の権利と特権を規定し、保護する法規は、中央のも州のもの、ない。」

「[昨年の Tiruvarur 近郊の Poonthazhangudi での] 警官による発砲事件を機に開かれ、労賃についての決定をみた Mannargudi における三者間会議は、共産党にたいして、最初の榮譽を与えてしまったものであった。というのは、その会議で、日雇労働者を道徳的に承認させることに成功し、かつ、東部タンジョール全域にわたって、一律の賃金引上げの採用に成功した。ふつうは、日雇労働の賃金は需要と供給の法則により決められる。こうして、昨年中、両派共産党は[三者会議を主催したところの] 歳入官 Revenue officials [コレクターを指すと思われる]の援助をもって、多くの場所で、Mannargudi 決定にもとづいた賃金を得ることに成功した。しかしながら、それにもかかわらず、労賃争議は昨年起こったのであり、それは多くの場合、マルクス主義系の労働者による誤った解釈によるものである。」

(注9) その意味で、タンジョールの地主の「DMKは農業労働者に一方的に加担しすぎる」という言も、逆にまた「DMKと地主の合意」という評価も、とも

に正しくないと思われる。

(注10) *Link*, Jan. 5, 1969.

(注11) この点に関連して、69年2月の中間選挙結果についてカルナーエディ州首相は次のように述べている。すなわち、「北インド4州における中間選挙の諸結果は、中央政府にたいしてつぎのような教訓を与えたのではなからうか。すなわち、中央政府が強力な『帝国主義の武器』でもって非会議派政府をひっくり返すのは今後は無益なことである、と。……現在、中央と州の関係は、各州でつぎつぎと起こる個別の問題に応じて形成されつつあり、このような一時的な特殊関係を健全で、長期的なものにしていきたいのであれば、中央政府は各州に躊躇なく自治権を与えるべきである。中間選挙後の状況の下では、ますますこのような州自治の必要が緊急になってきている」。(The Hindu, Feb. 19, 1969)

(注12) ケララ州については後述参照。ベンガル州では、中央政府から特派された開発長官(Development Commissioner)が管轄する。

(注13) タミル・ナード州の第4次計画案は入手できなかったため、以下は計画当局者とのインタビューにもとづく。

(注14) ADT-27は、タンジョールの Adathurai 稲試験場の開発した交配雑種(インディカと農林8号)で、63年からタンジョール地方で作付けを始め、64年度に200エーカー、66年度に20万エーカー、67年度に60万エーカー(すなわち、タンジョールの水田面積の50%)と急速な普及をみた。ADT-27は在来種と耕作時期、耕作法がほとんど同じでありながら、T.N.1などとちがって在来種なみの味で、かなり生産性が高い。エーカー当たりの生産性は在来種が約1.5トンにたいし、これは2トン強の生産をあげている。IR-8は水の管理などの肥培管理がむずかしく、立ちがれ病が発生しやすくタンジョールではまだあまり作付けされていない。むしろ、IR-5の導入がすすんでいる。これは2期作目の品種(従来はおもにCO-25)として期待されており、2期作目の増産政策はタンジョールではこの品種の普及が中心となろう。

(注15) 「会議派の社会主義は、金持と貧乏人との間の不公平をちぢめるところか拡大し、独占と特権を通じて金持をいっそう金持にした。会議派は不適切な計画支出と赤字財政とによって価格を引き上げてインフレをもたらし、貧乏人をいっそう貧しくした」(67

年第4回総選挙戦にマドラスでアンナードライの述べたこと。*Hindustan Times*, Feb. 3, 1969).

(II) ケララ州の第4次計画をめぐる

1. ケララ新政府の政策

ケララでは、67年2月の第4回総選挙の結果、反会議派・左派統一戦線を結成した7党が全議席133のうち113を獲得し、3月6日に連立政府を発足させた。

もちろん、これらの7党の性格、ひいては経済政策や5カ年計画についての主張は、相互に著しい相違がある。そして、連立政府成立後はそれぞれの党が、勢力の拡張をめざして激しい争いをしている。それが一因となって、69年秋の当連立政府の崩壊が起こるのであるが、本節は、その連立政府存命時の5カ年計画案を検討し、「問題州」の州レベルの5カ年計画の新しい要因を考えてみたい。

ケララの与党7党間の性格の相違と対立はかなり大きいのであるが、にもかかわらず、66年秋、総選挙にのぞむにあたって7党は共同選挙綱領をつくり、それはつぎのような内容をもったものであって明らかに会議派と基本的に対立するような経済政策がもりこまれている。

まず冒頭で、ケララの失業問題、物価騰貴は会議派インド政府の政策によるものであり、また、ケララ州は5カ年計画において軽視され不利に扱われてきたので、中央政府にたいして強力な圧力をかける、としている。そして、7党統一戦線政府が成立すれば、(i)州の権限の拡張、(ii)中央政府にたいし、より多くの米を安く割当てようとする。同時に州内での米の調達と配給を改正する、(iii)農地制度の改革と未耕地の貧農への配分、(iv)租税制度の改革、(v)中央政府の公共部門工業がより多くケララ州に割り当てられるようにするとともに、州内の投資を援助し奨励する、(vi)労働者の諸権利を擁護する、と公約した。

67年5月12日、ケララ新政府は当州独自の産業政策声明 *Industrial Policy Statement* を出した。それは、はじめにケララの資源を検討し、ケララは現在の工業的・農業的パターンから工業的・商業的なものに飛躍しようとしている。そこで、中央政府の規定する州の権限の範囲内で、当州政府はつぎのものを行なう。(i)工業の発展のためのインフラストラクチャーの拡張・発展・強化、(ii)民間部門自身による工業設立にたいする奨励・援助、(iii)社会にとって重要な分野、もしくは私的資本がなんらかの理由で遠慮しがちな分野では、政府が参入して工業の総合的な発展をめざし、民間部門とともに当州の急速

な工業化をめざす。さらに中央政府にたいする要望として、(iv)ケララ州にたいして、最少限度の工業ライセンスを交付すること、(v)当州が稼ぐ外貨額にふさわしい額の外貨割当てを重要な機械・設備の購入のために割り当てること、(vi)工業金融公社(IFC)、インド工業開発銀行(IDBI)などの中央政府関係の諸機関からケララ工業開発公社(KIDC)に十分なルビー金融をすること、(vii)ケララ州にかなりの中央政府プロジェクトを設立し、これによって、過去の計画期における投資の過少配分を穴うめし、州の人口に見合うようにする。このほか、当声明は、工業発展に資するいくつかのインセンティブの導入を述べている。

中央政府の排他的な責任範囲内のことにたいして、一州の政府が公式の声明で具体的な見解を表明するという点で、この声明はインドで注目をあびた。たとえば、中央政府プロジェクトの配分は人口に応じて行なう、工業ライセンスの最低限件数の要求、外貨割当てをその州の外貨稼ぎ高にリンクすること、などの点がそれである。

ここにみられるように、新政府は、中央政府にたいしては要求を明確に示す一方、州内の工業化については、州の権限で政策的に行ないうる限界が大きいことから著しく柔軟な方策をうちだした。

2. ケララ州の第4次5カ年計画案

(i) 計画作成の機構について

経済政策の基調が上述のようなところから出発した当政府は、他のインド諸州にみられない意気込みで5カ年計画の立案に着手した。

まず、計画立案の機構として、新たに州計画委員会 *State Planning Board* を設けた(注1)。

この委員会は、今までのインドの5カ年計画は今後根本的に改められなければならない、との考えで、68年10月に“*Alternate Policies for the Fourth Five Year Plan*”と題するセミナーを主催し、インド各地からおもにマルクス主義経済学者を集めて4日間にわたって討議した。そこに提出された論文と、具体的な政策提案 (*Alternate Policies*) は、*State Planning Board, Alternate Policies for the Fourth Five Year Plan* (Kerala, 1969, 397 p.) という形で出版され、K. N. Raj 教授などによる論争を起こしている。

なお、新政府の5カ年計画への意欲は、当計画委員会のまとめた文書 *4th Five Year Plan (A Draft Outline)* (1969, 261 p. 以下 *Kerala Draft* と略す) の冒頭の1節にもそのほどがうかがいしれよう。すなわち、

「ケララはその計画的経済社会発展の歴史においていま決定的段階に到達した。当州は過去18年深刻な経済危機、経済的剝奪、食糧などの必需品不足、ますます上昇する物価、失業の増大などに直面してきたが、この18年のあとでわれわれは再び新しい計画の出発点にある。国家的計画の危機の後に……われわれは再び自給的で自生的な経済を建設する可能性に奮起している。」(p. 1)

(2) 第4次計画案の内容と特徴

前記の *Kerala Draft* は、はじめに過去3回の州5カ年計画の成果を検討し、農業の発展が遅れ、工業化は無視されたと評価し、とくに工業面では、中央政府がケララを軽視したとしている。そして「ケララなどの州の後進性は、わが国の経済計画の失敗をあらわしている。」とし中央政府の政策は形式的な平等性を前提にしているところに問題がある、と主張している(pp. 7~11)。結論として、「ケララの第4次5カ年計画は、意識的な工業化、農業の近代化、自然資源の完全利用、物的人的資源の開発によって州の経済的後進性を減じてゆくことを目ざさねばならない。この課題は、州政府、中央政府、多数の生産者、そしてとくに、……人民大衆の自発的な熱意ある参加など、一致協力した努力なくして完遂されえない。」(p. 12)

ところで、ケララの第4次計画案の収支規模は、法外な大きさである。他の諸州では、第3次計画にたいして第4次計画案の規模はだいたい2倍ぐらいたいして(それでも、州の財政力の低下傾向からすれば、大規模なものである)が、ケララの場合は、第3次計画の規模が18億2000万ルピー(実績)であったのにたいして、第4次計画案では46億ルピー、すなわち、約2.5倍もの規模を計上している。ケララ州独自の財源は、このうち2億6000万ルピーにすぎず、中央からの財源援助の予想はせいぜい30億ルピーぐらいであるので、全体の規模は35億ルピーぐらいにしかならないはずである。したがって、ケララの5カ年計画案も、他のインド諸州のそれ以上に、対中央政府財源要求案の性格を色濃くもっている。

しかし、本稿では、そのような量的側面よりも、4次計画案の質的性格を問題にしてゆきたい。

第4次計画の目標はつぎのとおりである。

(i) ケララの1人当たり国民所得を15年以内にインド平均のそれに引き上げること

(ii) 以前の計画では利益をうけなかった貧困な弱い地位にある者(労働者、土地なき農業労働者、小農、後進

カーストや指定カースト、トライブなど)が利益の分け前を増加すること

(iii) 地域的アンバランスの軽減

(iv) 州のイニシアティブにより工業的後進性の軽減のための意識的工業化

(v) 投入増、土地改革などの制度的変化により、食糧不足の軽減

(vi) 主として生産性向上により、商品作物(主としてこれは輸出品である)の増産

(vii) 輸出貿易の制度的変更により、1次産品輸出価格の変動に伴う不安定の相殺

(viii) 長期的プランにもとづく漁業の発展

(ix) 自然資源の完全利用

(x) 観光等の開発

(xi) 失業の軽減

(xii) 社会福祉とインフラストラクチャー

(xiii) 家族計画の強調の継続(pp. 14~15)

これらのうち、最も重要で特徴のあるのが(ii)(iv)(v)項である。

まず、(ii)については、新政府は成立以来、左翼統一戦線政府だけあって、下層大衆の組織化の促進、州公務員の(とくに下級の公務員の)賃金引上げ、中央政府公務員のスト(68年9月)への支持、農業労働者の最低賃金率の引上げ(69年1月)などを行ってきた。

このことと、第(iv)項の工業化とは、一般的には矛盾する関係にある。これらの措置は、工業労働者の賃金コストを引き上げる方向にはたらくからである。

しかし、今のところ、一般的に広く指摘されているほどには、この矛盾は必ずしも明らかではない。工業における争議件数が多少顕著になったとしても、それは、近代的大工業においてではなくして、カシュー、コイヤ(ヤシの実の皮の繊維)などの産業(第4次計画ではこれを伝統工業と名づけている)においてである(注2)。一般にケララでは、近代的大工業の争議は激しいものではない。

次頁の表のように、伝統工業に多額の資金を第4次計画から割り当てようとしていることは、この産業の近代化、生産性向上に力を入れようとする政策のあらわれである(注3)。

第(iv)項の工業化については、このように、伝統工業に一つの力点をおくとともに、大・中規模の工業の発展にも重点をおいている(次表参照)。それは、ケララのように、土地が狭く、おもな工業が伝統工業であり(そのため、1人当たり付加価値額は農業よりも工業のほうが

ケララ州 第3次～第4次計画の分野別支出内訳

(単位：10万ルピー、カッコ内は%)

				第3次計画(実績)	66年度 年次計画	67年度 年次計画	68年度 年次計画	第4次計画案	
I	農業	林業	水生	2,566 (19.6)	924	1,031	1,094	8,028	(17.4)
	農	業	産	1,072 (5.9)	352	332	355	2,731	(5.0)
	灌	漑	(小規模)	560 (3.1)	186	241	228	1,400	(3.0)
II	協同	組合	村落	1,105 (6.0)	194	187	197	1,590	(3.4)
III	灌漑	(大規模)	・発電	7,621 (41.9)	1,776	1,943	2,023	17,033	(37.0)
IV	工業	・中規	模	1,462 (8.0)	277	420	378	6,363	(13.8)
	大	・統規	工	848 (4.6)	150	250	166	2,929	(6.3)
	伝	模	業	— (—)	—	—	—	1,902	(4.1)
	小	規	手	612 (3.3)	126	169	199	987	(2.1)
	プ	ラ	工	— (—)	—	—	—	426	(0.9)
	ン	ン	業	— (—)	—	—	—	—	—
V	運	輸	通	1,187 (6.5)	220	223	310	4,843	(10.5)
VI	社	会	サ	4,192 (23.0)	680	807	994	8,023	(17.4)
VII	そ	の	他	28 (0.1)	6	10	21	121	(0.2)
合	計			18,163 (100.0)	4,077	4,620	5,017	46,001	(100.0)

(出所) State Planning Board, 4th Five Year Plan (A Draft Outline) (Government of Kerala, 1969), pp. 30~32.

ケララではずっと低い)、しかも国民所得のうちに工業生産が占める比率が低下させている(50年度から65年度にかけて、農業の比重は54.5%から47.8%に低下したが、工業の比重もまた16.2%から14.4%に低下した)のであるから、近代工業の育成しか経済発展の展望がない、という認識によるものである(注4)。

そして、ケララ人共通の不満は、中央政府がその工業プロジェクトの投資の地域的配分に関して、ケララを冷遇してきた、という点である。人口比(インド全体の3.85%)からすれば、従来の2倍以上の投資がケララ州内に向けられてもよいはずである。そして、特に、ケララは、インドにとって最も貴重な外貨を多額に(インド全体の11%)稼いでいる、というのである。このことから、Kerala Draft は、中央政府が4次計画中に32億ルピーに相当する中央政府直営の大・中規模工業投資をケララにするように要求している(p.140)。

ケララの第4次計画案のうちで最も興味をひくのは、上記第(v)項の農業、特に米生産増のための新戦略(後述のYPP)である。

第4次計画の農業部門の一般的目標は、(i)当州の食糧不足、特に米不足を急速に軽減してゆき、相対的に自給度をあげてゆくこと、(ii)主として生産性の増大によって商品作物(ココナツ、コショウ、甘蔗、カーダモン、カシュー・ナツト、ゴム、コーヒー、茶など)の生産の増強である(p.67)。第(ii)項の商品作物の増産の方法が主として生産性の増大にもとづき、作付の面積の拡大によるものではないという限定をつけていること理由は、第1に、ケララでは未耕地が非常に少ないということ

(注5)ばかりでなく、第(i)項の食糧(米、タピオカなど)の生産の拡大に阻害とならぬように、という理由からであろう。

第4次計画の農業政策のうち、最大の重点は米の自給度の引上げである。現在、ケララは、米の全消費の54%は他の州から移入せねばならない。この自給率の低さはケララの社会不安の大きな原因の一つとなってきた(注6)。第4次計画案によれば、米の自給率を第4次計画末には60%、第5次計画末には75%にしてゆく。このような急速な発展が可能かどうか疑わしい(注7)。しかしこの方策として、(i)「イエラー」(“Yelah”)を単位にして米生産を組織化し、特定の耕作方法を強制する。(ii)改良品種(IR-8, Taichung Native-1, Culture-28など)、肥料、水、農薬、金融などの投入増など新耕作技術の導入をつうじて土地生産性をあげる。(iii)干拓と開墾。(iv)インフラストラクチャーの整備(p.61~62)。このために編みだされた新しい戦略、Yelah Production Programme (YPP)は、少なからず注目されてよい計画であろうと思われる。

この新戦略の導入は、「過去の計画の努力は望ましい影響を農業にもたらさなかった。……パッケージ・プログラム(IADP)でさえも、それが最良の水田地区で、生産に必要なあらゆる便宜を集中的に保証したのに、米生産に所期の進歩をもたらさなかった。これらのことは、耕作者特に小規模経営のものの大部分が、いろいろの理由でかれらのために提供された便宜を利用しようとしなかったことにおもな原因がある。過去の経験からの教訓は、いかなる集約農業計画も、その計画にすべてのまた

は少なくとも大部分の耕作者が必ず参与するような仕組みになってはじめて成功する。」(p.62) という過去の経験の総括にもとづいてうちだされたもので、つぎのような内容をもった、きわめてユニークな戦略である。

(i) まず、米の生産組織の基礎的単位を、Yelah という空間を考える。Yelah というのは、ココナツの植えられた丘とか川などの間にある、自然的にひとつづきの、およそ500エーカー程度の水田をさす。

(ii) その Yelah 内に水稻を耕作するすべての農民は共同して諸投入物の入手と、その最適時の投入を行ない、収穫も共同で行なう。ただし土地所有権および収穫物は個人に帰属する。

(iii) Yelah ごとに耕作者の代表よりなる委員会を設け、品種の選定、投入物の最低限度量と投入時期、その他必要に応じた決定を行なう。当委員会の決定は強制力をもつ(州政府はこのために適当な立法的措置をとる)。

これとともに、農民の「自発的意志」に基礎をおいていたIADPは廃止する(ケララでは IADP は Alleppey と Palghat の両 Districts で実施されてきた)。

(iv) Yelah 委員会の決定した投入を行なうのに必要な資金のないものは、Yelah 委員会が政府、協同組合銀行、商業銀行から資金を借りて貸し付ける。資金(あるいは現物)の貸付けを受けたものは、収穫時に Yelah 委員会に返済する。協同組合銀行、商業銀行の立場からいえば、貸付金はいわば集団的に保証されている(Yelah 委員会が貸付先)ので安全度が高い。

そこで YPP はつぎのような意義をもっていると考えられる。

(i) 無知、無関心、資金の不足のいずれかの理由で、正しい肥培管理も新しい耕作技術の導入もしない農民を教育し、説得し、強制し、資金を与えることによって、生産技術の普及をはやめる。

(ii) 部分的にはあるが、土地の細分化のもつ非経済性を超越し、規模の経済を享受できる。

(iii) 完全な共同耕作への物心両面の準備をする。ケララ人は著しく個人主義的であるから、共同化を嫌う。しかし、YPP は、土地の所有権も、収益権も完全に保証されていて、共同化される面は、物的により大きな収益をもたらすような種類のものであり、これに参加することは、物的インセンティブがある。ここには、生産手段の私的所有権の原則と、小農零細経営^(注8)の共同化による生産力の発展の原則との、みごとな融合をみるこ

ができる。

(iv) YPP が全面的に普及した後になれば、もし断行しようとするれば、各地に分散して土地を所有する不在地主層の摘発が容易に行ないうる。というのは、YPP 委員会にたいしては、公然たる虚偽の登録はおそらく不可能であろう。各 YPP のデータを全州で集約すれば各農家別の土地所有の実態がわかってしまうからである。

技術的にはさまざまな問題(指導者の問題、意見調整の問題)があろうが、当州の左翼統一戦線政府らしきユニークな政策であろう。しかも、この案が議会で討議に付された時、会議派も含めて、あらゆる政党が賛成をした。

この YPP の導入する地域は6地区27万エーカーを当りめざす、としており(p.73)、導入した場合、生産性を2倍にする、としている(p.62)。

ケララの農業開発計画のもう一つの特徴は、急進的な農地改革案である。新政府は Kerala Land Reform Act (1963年)が抜け穴だらけであるとし、Kerala Land Reform (Amendment) Bill を州議会上に呈した。これは、政府が一定の日時に、地主のあらゆる権利を強制的に取得する権限を政府に与えることを決めていたという点でおそらく全インドの土地改革のなかで最も急進的なものであらうと思われる。さらに、現行の法律は、Kuttanad 地方を適用から除外しているが、この法案は、その例外も認めないとする^(注9)。

(注1) 委員会の構成はつぎのとおりである。

[委員長] E. M. S. Namboodripad (州首相)

[副委員長] M. K. A. Hameed (無所属の下院議員、ただし共産党両派の支持か)

[委員] (1) P. K. Kunju (Kerala Samyukta Socialist Party 出身の大蔵大臣)

(2) Joseph Mundasseri 教授(社会福祉担当。57年共産党政府の教育相で、その解任の契機となった教育法案の直接の責任閣員、その後離党して、教会でそのあやまちを「告白」したことで有名)

(3) T. P. Kuttiammu (農業担当。Retired Chief Engineer, P. W. D., Kerala Government で、灌漑の技師。ムスリム連盟に支持されている)

(4) K. Mathew Kurian 博士(ケララ政府経済顧問。インドにおける外国資本について著書あり。当委員会の事実上の総括者)

(5) M. Gopala Menon (ケララ政府官房長官)

(6) V. Ramachandran (大蔵省事務次官)

[委員兼事務局長] P. K. Gopala Krishnan 博士(州経済統計局長。ケララの経済事情研究の第一人者であろう)。

(注2) たしかに、労組の数は新政府成立後増大している。

	1965年	1966年	1967年	1968年
3月31日現在の労組数	1731	1729	2049	2277
増 加 数	2	-2	320	220

(出所) ケララ州政府労働省。

このうち、業種別にみて66年から68年までに労組が非常に増加したものは、つぎの業種である(カッコ内は労組数)。農業(50から69)、漁業(26から43)、プランテーション(125から151)、苦力(40から67)、食堂(35から49)、商店(43から73)、ヤシ酒採取(52から91)、自動車修理(43から72)、機械(49から82)、印刷(37から46)、繊維(105から126)、搾油・石けん(28から44)。この数字は、従来組織化が困難であったような種類の非近代的零細業種での組織化がすすんでいることを示唆している。

(注3) 伝統工業は、ケララにおける工業労働力の大半を吸収している。ちなみに、コイヤ産業には40~60万人、カシュー産業には10万人が従事している。(カシューの場合は大部分が工場法規定工場であるが、ケララの工場労働者は20万人であり、そのうち約半数がカシュー産業従事者である)

(注4) 前出の *4th Five Year Plan (A Draft Outline)*, pp. 8~12, 17. このような議論は、ケララの経済論に共通する見解である。たとえば、P. K. Gopalakrishnan, "Strategy of Economic Development in Kerala," *Mainstream*, Mar. 9, 1968; M. Kuttappan, "Kerala's Economic Development: Problems and Prospects," *Mainstream*, Mar. 15, 1969 など。

(注5) 全インド平均の可耕地にたいする耕地面積の比率(利用率)は82%であるが、ケララのは92%である。ケララの土地利用率は非常に高い。それは、ケララを訪れた者が、だれでも得る印象であるにちがいない。たとえば、中央トラヴァンコール地帯であれば、畑にヤシを植え、その木陰にタバコカを植え、ヤシの幹にコンショのつるをまきつけている。

(注6) 66年のケララ・バンド(食糧デモ・ゼネスト)は、以前は統一できなかった7党が統一戦線をつくるきっかけになったものであると思われる(E. M. S. Namboodripad, *Kerala; Yesterday, Today and*

Tomorrow, second ed., 1968, p. 235)。

正確に言えば、問題は自給率の低さそのものではなく、他州からの供給量の低さ、しかもその不安定性、そして高価格であろう。ケララでは、現在、全州にわたって配給制がしかかれていて、新政府は多大の財政的負担をかかえながら消費者米価補給をしている。米の割当量は不足しているが、その配給量の変更も驚くほど頻繁である。67年5月以降、69年初頭までの2年間に、8回も変更している。

(注7) にもかかわらず、農林大臣の Govinda Nair 氏はそれでも、まだ目標は過少評価にもとづいていると、不満をもらしている(インタビューにもとづく。また、*The Hindu*, Feb. 13, 1969, 参照)。

(注8) 耕地保有農家二百数十万戸のうち、63%が1エーカー以下の経営規模であり、また、93%が5エーカー以下である。

もっともケララの米倉地帯 Kuttanad 地方、とくにその干拓地帯では事情は異なり、経営面積が数千エーカーをもつ家族が、Joseph Murikkan, N. Subramania Iyer 氏や Kottarathil 家の3家族あり、これを含めて1000エーカー以上のものが5~6家族あり、500エーカー以上の家族は50~60家族ぐらいといわれている。この地方は、現行の土地改革法から除外されている。トリヴァンドラムで聞いたところ、近代的農法の導入で先進的な農民が多いと聞いたが、現地でも2家族の大農場を視察したかぎりでは、新品種の導入も遅れており、しかも直播が主であった。そのおもな理由は、労働力入手難もしくは労働争議によるもので、経営者の1人は早く農業から足を洗いたい、といっていた。ちなみに、その経営者は、別に、商店とゴム・プランテーションを経営している。当地方では、日雇労働に依存し、労働争議が激しい。当経営者の家も壁が投石によってあちこち穴があいていた。当地方の場合、したがって、零細経営でない者でも、急速に生産性を上げるような状態にはないようである。

(注9) しかし、この法が議会通过する前に、新政府は崩壊した。法案の内容は、*Kerala Draft*, pp. 22, 74~75, およびより詳細には *Kerala Land Reform (Amendment) Bill, 1968* を参照。なお、当新政府崩壊後成立したもう一つの連立政府(Mini United Front Government)が法を成立させ、70年1月1日に発効した。

(調査研究部)